農業委員会だより

格化されました。 制度のもとで、 などの公共施設も許可の対象にな ては、学校、 全 した。 平 -成21年12月からの新しい農地 社会福祉施設、 農地転用規制が厳 厳格化の例とし 庁舎

はじめ、 ないで行われるいわゆる「無断転 法令厳守に努める必要があります。 地転用許可制度を正しく理解して、 の許可が必要ですが、 農地を転用する場合には農地法 が後を絶ちません。農業者を 開発などに携わる人も農 許可を受け



◆農地転用とは

水路、 用することも転用になります。 に資材置場や砂利採取場などに利 転換することです。 農地を住宅や工場などの建物 資材置場、 山林など農地以外の用地に 駐車場、 なお、 墓地、 一時的 道

地、

区分	法令	申 請 內 容	備考
売 買賃貸借	農地法第3条	農地を農地として売買する場合、または賃貸借 などにより権利を設定する場合 (贈与含む。農業経営基盤促進法による権利設定 は除く。)	(農業委員会許可) 【許可基準】 下限面積30アール以上、 農作業従事日数150日など
転用	農地法第4条	農地の所有者が自ら農地を転用する場合 (自分の農地を住宅・駐車場などに転用)	(県知事許可)
	農地法第5条	農地の転用を目的とした賃借・売買を行う場合(事業者などが農地を買って転用)	(県知事許可)
農地形状変更		農家の方が、自己所有地で段差のある田や畑に自ら客土や切土し、耕作しやすいように農地を改良する場合、農業委員会へあらかじめ「農地形状変更届出」を提出した上で、形状変更を行うようにお願いします。 ※農地を農地として使用することが条件です。	
非農地証明		非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畑)で、その現状が農地以外の土地になっているもので、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。(証明料2,000円)	

◆申請から許可までの流れ

要になります。

毎月20日に締め切り、翌月の7日前後に開催する農業委員会で審議し、可否の判断をします。 また、転用の農地法第4条および第5条申請は、農業委員会で可決した場合、意見を付して10日まで に県知事に送付します。県知事は農地法の許可基準により審査し、月末に開催される「高知県農業会議」 の意見を聞いたうえで、転用の可否を判断します。

ことになりました。

※この届け出は、

権利取得の効力

を発生させるものではありませ

ん。所定の登記手続きが別に必

佐賀支所 地域住民課にあります。

届出書」は農業委員会または

については、農地のある農業委員 農地法の許可を要しない権利取得

会に届け出をしなければならな

が施行され、相続や時効取得など、

*農地の相続などに関する届け出

平成21年12月15日に改正農地法

問

または、

農業委員会事務局

が必要です。 地以外に建築する場合は転用許 会までご相談ください。 を予定されている方は、 なお、200㎡以上や自分の 農業委員 建築 可

連する場合がありますので、 よっては農地法以外の各法令が関

農業用施設の建築 自分の農地に農業用施設

可不要となっていますが、 0㎡未満)を建築する場合は、

農地に

広報くろしお №67 2011(平成23)年10月号

2 0